

第 6 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成 2 8 年 5 月 2 6 日

定 例 会

平成28年第6回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成28年5月26日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会5月26日 午前10時00分
 閉会5月26日 午前10時52分

出席委員

委員長	住田 俊	委員 長者 職務代理者	堀川 智子
委員	進藤 秀子	委員	荒木 明子
委員 (教育長)	吉田 茂		

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横川 清	学校教育部長	瀧田 優
教育総務部 副部長兼 スポーツ振興 課 長	矢部 新治	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行雄
教育総務部 副参事兼 図書館長	小林 彰博	学校教育部 副参事兼 学務課長	上野 高弘
教育総務課長	山梨 一弘	学校教育部 副参事兼 教育センター 所 長	小林 俊夫
生涯学習課長	福田 博	指導課長	岡本 順
桜井公民館長	島田 英恵	給食課長	田川 啓二
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小林 中子	給食課 調整幹兼 第一学校給食 センター所長	石川 実
生涯学習課 調整幹	木村 和明	指導課調整幹	青木 元秀

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副課長	中村 則行
--------------	-------

◎開会の宣告

住田委員長 これより5月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、1名の方から傍聴許可願が提出されておりますので、許可いたします。また、会議中に許可願が提出された場合は、同様に許可いたします。

(午前10時00分)

◎第21号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定について

住田委員長 それでは、第21号議案「越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、第21号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをお開きください。

第21号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年5月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、明正小学校の児童数の増加に伴い、通学区域の一部見直しを行うことから、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

それでは、今回変更いたします規則改正の内容につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、3ページをご覧ください。現在明正小学校の通学区域は、蒲生東町、レイクタウン八丁目、レイクタウン九丁目で構成されておりますが、この構成地域であります蒲生東町を蒲生小学校に改めるものでございます。

改正時期でございますが、附則にございますように、平成29年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の規則改正にかかわる新旧対照表をお手元の資料の1ページに添付させていただいておりますので、ご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上をもちまして、第21号議案についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、これより第21号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第22号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について

第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について

第24号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

住田委員長 続きまして、第22号議案から第24号議案につきましては、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴う審議会等委員の委嘱等の案件でございます。一括して説明を受けた後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 指導課長。

岡本指導課長 それでは、第22号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧ください。

第22号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について。

越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員を次のとおり委嘱または任命するものとする。

越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別の順にご説明させていただきます。その際、敬称については省略させていただきます。なお、任期は全て在職期間中の新任でございます。

3号委員、片平秀徳、越谷市小学校長会・西方小学校長、男。

4号委員、細野弘美、越谷市中学校長会・千間台中学校長、男。

7号委員、瀧田賢、越谷市役所・市長公室長、男。

7号委員、瀧田優、越谷市役所・学校教育部長、男。

平成28年5月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴い、荒井一郎氏、結城敬一氏、立澤悟氏、野口久男氏の後任委員を委嘱または任命する必要があるため、提案するものでございます。

委員の任期につきましては、越谷市いじめ問題対策連絡協議会条例第4条第1項及び第2項の規定により、越谷人権擁護委員協議会及び越谷市PTA連合会の代表たる委員は2年、他の委員はそれぞれの職にある期間となっております。

なお、ご参考までに、次の6ページに今回ご提案させていただきました4名を加え、平成28年5月26日現在の越谷市いじめ問題対策連絡協議会名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照ください。

以上をもちまして、第22号議案についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは、第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。

第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について。

越谷市生涯学習審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市生涯学習審議会委員。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に説明させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

1号委員、野田博、こしがや市民大学企画運営委員会、男、平成29年6月30日まで、新任。

3号委員、平野容子、越谷市小学校長会・鷺後小学校長、女、平成29年6月30日まで、新任。

平成28年5月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴い、溝原雅夫氏及び兼子紀美江氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

委嘱期間につきましては、前委員の残任期間であります平成29年6月30日までとなります。

なお、ご参考までに、次の8ページに今回ご提案させていただきました2名を加えた平成28年5月26日現在の越谷市生涯学習審議会委員名簿（案）を掲載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、第23号議案についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第24号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の9ページをご覧ください。

第24号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員の委嘱について。

越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に説明をさせていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

1号委員、野口久男、越谷市小学校長会・花田小学校長、男、平成29年6月30日まで、新任。

2号委員、溝部憲一、越谷市ボーイスカウト各団連絡協議会、男、平成29年6月30日まで、新任。

平成28年5月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における平成28年度の役職改選等に伴い、岡本順氏及び板谷勝氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

委嘱期間につきましては、前委員の残任期間であります平成29年6月30日までとなります。

なお、ご参考までに、次の10ページに今回提案させていただいた2名を加えた平成28年5月26日現在の越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員名簿（案）を掲載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、第24号議案についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 それでは、これより本案に対し、質疑、討論を行います。

初めに第22号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 県外視察に参った際に、この協議会の会長でいらっしゃる吉田茂教育長が先方に対して、いじめ防止の対策について熱心に質問されていたのが印象的で、とても熱心に取り組まれているのだなと感じております。この協議会が2年目になるということで、具体的な内容を教えていただけますでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

岡本指導課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

越谷市いじめ問題対策連絡協議会と申しますのは、越谷市いじめ防止基本方針に基づいて設置をされているものでございます。子どもたちが夢に向かってだれもが伸び伸びといきいきと輝くためにという形で、いじめを受けた子どもたちがいた場合に、その人格の形成などに、重大な影響が出てしまう可能性がございます。そのような事態に備え早期にいじめを未然防止、早期発見、早期対応及び早期解消するための取り組みの1つとして設置をしているものでございます。なお、いじめ防止対策基本法に基づく組織であるというふうにご理解賜ればと思います。

なお、この協議会は年2回開催する形でございます。本年度の第1回につきましては、6月21日に予定しているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 学校教育部長から補足ありますか。

瀧田学校教育部長 昨年、初めて開催しましたが、各方面の専門家の方々が一堂に会する形でいろいろご意見をいただきました。越谷市の取り組み、いじめの解消などについて報告させていただき、特にインターネットに関連したネットモラルへの対応や、スマホ・ケータイの共通ルールづくりの取り組みで大変良い評価をいただいたところです。本年度については2年目になりますので、さらに具体的な昨年の実績を報告しながらご意見をいただいて、各学校のいじめ対策に生かしていきたいと思っています。

以上です。

住田委員長 委員の委嘱そのものについてのご意見等はございませんか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、これより第22号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第23号議案 越谷市生涯学習審議会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

2名の方が交代するようですが、7ページ、8ページ、よろしいでしょうか。

進藤委員。

進藤委員 現時点で何か継続的に審議されているようなテーマというのはあるのでしょうか。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 生涯学習審議会委員におかれましては、社会教育に関すること、家庭教育に関すること、その他生涯学習の推進に関することが主な範囲とされております。27年度におきましては、教育振興基本計画につきましの審議と、あわせまして青年に対する社会教育関連事業についてのご審議をいただいたところでございます。28年度のテーマ等につきましては、今後の会議の中で決めていく予定で進めているところです。

以上でございます。

住田委員長 他にはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、これより第23号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第24号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

進藤委員。

進藤委員 大分立派な施設がありながら、例の原発事故で学校の行事として活用できなくなってしまったと思うのですが、今後具体的な活用の予定がありましたら教えていただきたいと思います。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 委員の皆様には、既にご案内のように、本年度1月中旬から2月いっぱいにかけて、中学校のスキー教室の再開に向け進めているところでございます。また、一般利用につきまして、過日も文教大学、埼玉県立大学、国際交流協会などに伺いまして、自然の家の一般利用につきましてPRをしてまいったところでございます。文教大学にも50ほどのクラブサークルがございまして、夏の時期、ぜひ訪れていただきたいということでPRをしたところでございます。また、自然の家の催し物としましては、例年どおりの施設の催し物、水ヨーヨーなど、また生涯学習課の主催事業としまして緑の森を育てる集いを10月に予定してございます。

以上でございます。

住田委員長 よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第24号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎平成28年度教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施について

住田委員長 それでは、続きまして協議事項に入ります。

「平成28年度教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、平成28年度教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施についてご説明させていただきます。

越谷市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定により、平成20年度から、「越谷市教育行政重点施策」に掲げられた主な取り組みについて点検評価を行っておりますが、平成24年度からは、新たに4つの評価の視点、「的確性、充実度・満足度、将来性、社会公共性」を取り入れた検証方法を構築するとともに、より専門的な見地からの外部評価を受けるため、教育委員会独自で、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図っております。

平成28年度につきましても、「平成27年度越谷市教育行政重点施策」に掲げられた重点的な取り組みにつきまして、点検評価及び外部評価を実施してまいりたいと考えております。

本日は、点検評価の実施方法や今後のスケジュール等につきまして、ご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議要項の11ページをご覧ください。まず、1の基本事項のうち、(1)の根拠でございしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条です。地教行法の第27条の条文を11ページ下段に掲載いたしましたので、ご参照ください。なお、平成27年4月1日から施行している地教行法におきましては、点検評価は第26条に規定されておりますが、本市の場合は新法施行後も引き続き旧教育長が在職しているため、旧教育長に関する経過措置により旧法第27条の規定が、なおその効力を有することとなっております。新法と異なる箇所につきましてはアンダーラインでお示ししましたので、後ほどご確認くださいませようをお願いいたします。

次に、(2)の目的ですが、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすことを目的としています。

次に、(3)の法律要件でございしますが、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表する必要がございます。この際、どのような点検評価項目を設けるか、また報告書の様式、議会への報告の方法などについては、各教育委員会がそれぞれの実情を踏まえて決定することとなります。また、点検評価を行う際には、客観性を確保する観点から、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る必要があるとされています。

続いて、会議要項の12ページをご覧ください。2の実施方法のうち、(1)の教育施策の検証ですが、平成27年度越谷市教育行政重点施策に掲げた、47の重点的な取り組みごとに点検評価表を作成いたします。評価表においては、資料中段の図表1にございますように、的確性、充実度・満足度、将来性、社会公共性の4つの視点から、下段の図表2のとおり、二重丸、丸、三角の3段階で自己評価を行います。

ページが飛びますが、会議要項の14ページにございます、「点検評価①、初めて点検評価を行う取り組み」をご覧ください。中段、太枠で囲った「教育施策の検証」の欄となります。

それでは戻りまして、会議要項の13ページをご覧ください。(2)の進捗状況・成果・課題・今後の方向性等及び内部評価についてですが、(1)の「教育施策の検証」の結果を踏まえた上で、ページ下段にございます図表3のとおり、AからDまでの4段階での自己評価を行います。

会議要項の14ページ下段の太い点線で囲った欄となりますが、平成27年度に実施した事業の概要について記載し、平成27年度末における取り組み全体の進捗状況、成果、課題、今後の方向性等について自己評価を行います。

また、会議要項の16ページにございます、「点検評価表②」をご覧ください。こちらは、平成27年

度以前に点検評価を行ったことがある取り組みのうち、これまで外部評価を受けていない取り組みに係る点検評価表でございますが、16ページ下段の、点線より下の部分、大きく①と書いてある欄でございますが、こちらにつきまして過去の内部評価結果を踏まえた対応について、具体的に記述することといたします。

戻りまして、会議要項の13ページをご覧ください。次に、(3)の外部評価についてですが、平成24年度は6項目、平成25年度は10項目、平成26年度は9項目、平成27年度は8項目について、評価者3人によるヒアリングを実施し、内部評価を同様に4段階での評価を受けるとともに、点検評価を行った全ての取り組みに対する「総合的な意見」をいただきました。平成28年度につきましても同様に、10項目以内の個別の外部評価とあわせて総合的な意見をいただきたいと思いますと考えております。

会議要項の16ページでございます「点検評価表②」をご覧ください。見開き右側の17ページになりますが、上から3つの枠に、それぞれの評価者のご意見が記載されることとなります。また、一番下の欄には、外部評価を受けての今後の対応等について明示することといたします。

また、会議要項の18ページの「点検評価表③」になりますが、こちらは平成24年度から平成27年度に外部評価を受け、今年度も点検評価を行う取り組みに係る点検評価表です。見開き右側の19ページの上段に過去の外部評価の結果を転載し、一番下、大きく②と書かれた欄に過去の外部評価を受けての、その後の対応等の実績報告を記述することとし、「C h e c k」を受けての「A c t i o n」の部分を確認に記述いたします。

次に、実施スケジュール（案）についてですが、会議要項の20ページをご覧ください。現在予定しているスケジュールにつきましては、昨年度と大きな変更はございませんが、主な点についてご説明いたします。

はじめに、今回の5月定例教育委員会会議にて、平成28年度の実施概要についてご協議いただいた後、各課所にて点検評価表の作成をするとともに、外部評価の対象となる事業、さらに外部評価者の候補の選定を行います。7月の定例教育委員会会議におきましては、選定した外部評価の対象事業と外部評価者についてご協議いただきます。その結果を受けまして、予定では8月中旬から下旬に外部評価者のヒアリングを実施いたしたいと存じます。

次に、10月の定例教育委員会会議におきまして、点検評価の結果についてご協議をいただきます。その後、事務局にて点検評価報告書を作成し、1月定例教育委員会会議に、当初予算の調整結果などを反映した最終案について、議案として提出させていただきます。そこで議決をいただければ、3月の定例市議会への報告書の提出とあわせまして、市のホームページで公表してまいりたいと考えております。

平成28年度教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

住田委員長 これより協議に入ります。

ただいま説明がありましたけれども、何かご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、このように進めていただきたいと存じます。

◎平成28年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等について

住田委員長 続きまして、「平成28年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、平成28年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の21ページをご覧ください。はじめに、事務局案をお示しいたしますので、ご協議いただきたいと存じます。

まず、日程につきましては、昨年度と同時期の、平成28年10月27日、木曜日、午後3時30分から予定しております。

次に、場所につきましては、例年どおり越谷コミュニティセンター「桐の間」を予定しております。また、(3)の表に過去5年間の開催状況を記載いたしましたので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、教育委員会会議の10月定例会につきましても、表彰式と同じ日程で越谷コミュニティセンター内にて実施したいと考えております。

次に、表彰式の実施内容等でございますが、昨年度と同様に被表彰者への感謝の気持ちをより強く伝えることができるよう、表彰状を代表者だけではなく、お一人おひとりに手渡しするとともに、表彰式に花を添えることができるよう、表彰式終了後に行います懇親会の前に、アトラクションを取り入れることなどで調整してまいります。

なお、被表彰候補者につきましては、各小中学校をはじめ各種団体等からご推薦いただき、越谷市教育委員会表彰規程及び越谷市教育委員会表彰規程実施要領に基づき取りまとめを行った上で、後日改めて事務局案として提案させていただきます。また、「児童生徒で他の模範となるもの」の表彰につきましては、この表彰式ではなく、年度末に各学校において修了式等で行う予定でございます。

続きまして、会議要項の22ページをお開きください。教育功労者表彰につきましては、「越谷市教育委員会表彰規程」及び「越谷市教育委員会表彰規程実施要領」に基づいて実施いたしますが、このうち会議要項にございます「越谷市教育委員会表彰規程実施要領」につきましては、表彰の種類及び基準や被表彰候補者の推薦者などについて定めております。これまで推薦母体でありま

した、越谷市連合婦人会が、平成28年4月の総会をもちまして解散となったことに伴い、推薦者に関する条項を改正するほか、表彰の基準に関する条項について表現を一部変更するなど、所要の改正を行いたいと考えておりますので、詳細につきましては、お手元の資料3ページにございます新旧対照表をご参照いただきますようお願い申し上げます。

平成28年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

住田委員長 それでは、これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

堀川代理。

堀川委員長職務代理者 確認なのですが、こちらで表彰された方たちは、今まで広報などでお名前が掲載されるということはありませんでしたでしょうか。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 被表彰者のお名前について、今のところ広報等で掲載はしていません。

堀川委員長職務代理者 体育賞などは広報に名前が載って、まちの人たちや市民の方たちで少し話題になったりするのですけれども、これはどうだったかと。

山梨教育総務課長 過去の経緯はわかりませんが、今後につきましては公表すべきものだと思いますので、広報またはホームページ等の媒体等で公表していく方向で考えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

堀川委員長職務代理者 よいことですので、支障がなければお考えいただければと思います。

住田委員長 他にはよろしいでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、いただきましたご意見等を踏まえて進めていただければと思います。

◎その他

住田委員長 それでは、続きまして、その他の報告事項に入ります。

「越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の25ページをご覧ください。

越谷市告示第270号、越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次の

ように定める。

平成28年5月17日 越谷市長 高橋 努。

次に、会議要項の26ページをご覧ください。「越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示」

越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

次に、会議要項の29ページをご覧ください。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

続きまして、お手元の資料5ページの、新旧対照表をご覧ください。越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付にあたりましては、毎年、国庫補助基準の改正に準じ、本市交付要綱の改正を行っております。左側の改正後の表のうち、下線を引いた箇所が今回の変更点でございます。これに伴い、様式につきましても変更しております。

改正の内容といたしましては、3点ございます。1点目は、階層区分の判定方法の変更でございます。左側の改正後の表、一番左、「区分」のうち左側の列、下線を引いた箇所をご覧ください。昨年度までは、年少扶養控除を考慮した計算式を用いて階層区分を判定しておりましたが、今年度から国の基準に準じ、一定の税額で階層区分を判定する方法に変更いたしました。

2点目は、多子世帯に対する保護者負担の軽減措置の拡充でございます。左側の改正後の表、一番左、「区分」のうち右側の列、下線を引いた箇所をご覧ください。生活保護受給世帯、市民税が非課税または市民税の所得割課税額が非課税の世帯及び市民税の所得割課税額が7万7,100円以下の世帯につきましては、多子計算にかかわる兄・姉の年齢条件を、昨年度までは小学校1年生から3年生としておりましたが、制限を撤廃し、小学校1年生以上といたしました。

3点目は、ひとり親世帯等に対する保護者負担の軽減措置の拡充でございます。左側の改正後の表、市民税が非課税または市民税の所得割課税額が非課税の世帯及び市民税の所得割課税額が7万7,100円以下の世帯の補助限度額欄をご覧ください。市民税が非課税または市民税の所得割課税額が非課税の世帯及び市民税の所得割課税額が7万7,100円以下の世帯で、ひとり親世帯等に該当する世帯につきましては、補助限度額を括弧内の金額としております。

なお、ひとり親世帯等とは、資料6ページ左側になりますが、保護者または同一の世帯に属する者が、注意書きの5番の（1）から（8）のいずれかの要件に該当する世帯でございます。

越谷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてのご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

少し記憶が曖昧なので、教えていただきたいのですけれども、今市内の私立の幼稚園は、何カ所ございますでしょうか。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 私立幼稚園につきましては、今22園でございます。この幼稚園就園奨励費補助金の対象外の園が1園ございます。

住田委員長 進藤委員。

進藤委員 新法のひとり親世帯等の定義に関するところなのですが、実際には添付資料の6ページのところについて、まず確認したいのですが、このひとり親世帯等というのは、ここに書いてある（１）から（８）に該当する方が、その同一世帯に１人でもいればいいということですね。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 今進藤委員さんからご質問ありました内容のとおり、ここの８つの要件のうち１つでも同一世帯の中に当てはまる方がいらっしゃれば該当になるということであります。

進藤委員 そのうちの（８）、その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者という非常に曖昧な定義のものがあるのですが、これは要は自己申請でお願いしますとやって、何らかの形で審査が入るのか、こういう（８）に該当する方はどういう形で拾っていくのでしょうか、教えてください。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 この部分につきましては、我々も非常に解釈が難しいところで、県を通して国に質問をしているところですが、国の回答といたしましては、あくまで市町村の判断で決めてくださいということで、明確な判断基準が示されておりません。

要保護者に準ずる程度に困窮しているということは、生活保護世帯に認定される程度の状況だと思いますが、生活保護の認定要件についての情報が調べられませんので、明確な判断はできません。我々は、申請の内容に基づいて判断しておりますので、その申請に基づき、確認の出来るところについての情報や、ご本人に問い合わせをすることなどで判断していきたいと考えております。

以上でございます。

住田委員長 どうぞ。

進藤委員 今、生活保護世帯に準ずるという話が出てきましたが、例えば、生活保護世帯の場合は資産関係について調査をする同意書を出しますね。こちらに関しては、そこまで厳密なことはやらないということですか。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 そうです。生活保護の認定要件である資産状況についての調査などはいりません。

進藤委員 わかりました。ありがとうございます。

住田委員長 他にはございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、「平成28年度学校基本調査による児童生徒数等について」、教育長の説明をお願いいたします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、平成28年度学校基本調査による児童生徒数についてご説明いたします。

初めに、会議要項の33ページの小学校の一覧表をご覧ください。なお、表の中央と右端の比較増減の欄にあります黒の三角印は減を表しております。表中央下の合計欄にあります、平成28年5月1日現在の在籍児童数は1万7,884人でございます。昨年度に比べ11人の増となっております。また、表右端の下の合計欄にあります、学級数は595学級でございます。昨年度に比べ2学級の増となっております。

次に、会議要項の35ページの中学校の一覧表をご覧ください。表中央の下の合計欄にあります、平成28年5月1日現在の在籍生徒数は8,806人でございます。昨年度に比べ71人の増となっております。また、表右端の下の合計欄にあります、学級数は267学級でございます。これは、昨年度と同じ学級数でございます。

学級数につきましては、現在小学校1年生は平成23年4月1日に改正されました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、1学級35人での編制が行われております。また、小学校2年生及び中学校1年生は、埼玉県においては少人数学級編制に係る研究指定制度を設け、小学校2年生は35人学級、中学校1年生は38人学級による学級編制の特例を設け、学級編制を行っております。

網かけがされている部分は、40人学級編制が行われると学級数が減る学年を表しております。本市においては、標準法の改正により12学級、埼玉県の少人数学級編制による研究指定制度により小学校2年生が11学級、中学校1年生が1学級増えております。

児童生徒数につきましては、小学校におきましては現在横ばい傾向となっており、中学校におきましては平成25年度より減少傾向となっておりますが、本年度は微増いたしました。

平成28年度学校基本調査による児童生徒数についての報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

吉田教育長 人数が増えているにもかかわらず、学級数がプラス・マイナスゼロであったり、あるいはわずかに数が増えているだけで学級数が増えている。その辺のことについて、少し補足していただけますか。

上野学務課長 わずかな児童生徒数で学級数が増えるということが最近あるのですけれども、その1つの傾向として、特別支援学級の増加ということがございます。先ほどから出ております標準法では、特別支援学級については8人をもって1学級をなすというふうになっております。特別

支援学級の子どもが、例えば今まで7人だったのが、次年度10人になって3人増えただけで、学級数が1増するというような現状が多くなっております。

現在は昔に比べて特別支援学級のほうに入学を希望する保護者の方も増えておる現状がございますので、児童生徒数の増加に比べて学級数が増えているという傾向は出ております。

また、児童生徒数が増えても、学級数が増えないということもございまして、例えば81人で3学級になりますので、今まで50人だったところに20人増えても、学級数は変わりませんので、その切れ目のところで少し増えただけで学級数が増えたり、減ったりということはあるのですが、40人という枠の中の増減で見えていきますので、思ったほど学級数が動かない場合もございます。

ただ、こうして見てみますと、やはりレイクタウンに近い学校のほうが増えている傾向がございます。また、この中でも南越谷小学校は今まで規模が一番大きな学校だったのですが、今年度につきましては38名の減ということで結構大きな数の減少がございますので、今後いろいろ注視していきたいと考えております。

以上でございます。

住田委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 なければ、次回の教育委員会会議の日時でございますが、次回は6月23日の木曜日午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

住田委員長 これをもちまして閉会といたします。

(午前10時52分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委 員 長

住 田 俊

委 員

堀 川 智 子

委 員

進 藤 秀 子

委 員

荒 木 明 子

委 員

吉 田 茂

(教育長)

書 記

教育総務課副課長

中 村 則 行